

議案第 4 3 号

市川市都市公園条例の一部改正について

市川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市都市公園条例の一部を改正する条例

市川市都市公園条例（昭和 6 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 に次の 1 項を加える。

- 6 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、1 0 0 分の 5 0 とする。ただし、国府台公園に係る当該割合は、1 0 0 分の 6 0 とする。

第 1 1 条の見出し中「徴収」を「徴収等」に改め、同条第 4 項中「当該工作物等の区分に応じて、市川市道路占用料条例（昭和 4 8 年条例第 1 3 号）第 2 条に規定する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第 7 条第 1 項に定める要件に該当することにより当該許可を受けた場合 当該許可を受けた工作物その他の物件又は施設について、市川市道路占用料条例（昭和 4 8 年条例第 1 3 号）の規定の例により算出した道路占用料の額に相当する額
- (2) 法第 7 条第 2 項に定める要件に該当することにより当該許可を受けた場合 当該許可を受けた施設を設置する土地又は建物について、市川市使用料条例第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定の例により算出した使用料の額

に相当する額

第11条に次の1項を加える。

- 6 市長は、必要があると認めるときは、第4項の占用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第4項及び第6項の規定は、平成30年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

## 理 由

都市公園法施行令の改正に伴い運動施設の敷地面積の都市公園の敷地面積に対する割合の上限を定めるとともに、都市公園法の改正により保育所等が占用の許可の対象施設とされたことから保育所等を設置する土地等の占用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。